

兵高教組 調査情報 2号

2013年4月12日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

「空白の一日」問題

臨時的任用教職員が1年を超えて任用される場合 「空白の一日」があるために様々な不利益が！

【「空白の一日」とは？】

常勤講師の採用にあたっての日付

A 3/31退職・4/2採用の場合 = 4/1が空白

1：4月分の住居手当、扶養手当などがもらえない。
4月の通勤手当は日割り計算で

B 3/30退職・4/1採用の場合 = 3/31が空白

1：3月分の社会保険と厚生年金の掛金が引かれない
3月は国民健康保険、国民年金に自己負担で加盟
2：4月分の住居手当、扶養手当等は支給される
どちらも「空白」の日に病院を受診すると10割負担
1992年4月から高教組の要求で

A, Bのいずれかを選択できるようになっています。

「空白の一日」がもたらす様々な弊害

一つめは、年金と健康保険の切り替えの煩雑な手続きです。県教委は、臨時教職員（常勤）を任用する場合、厚生年金と協会健康保険（以下社会保険）の掛金を本人との折半で支払わなければなりません。

しかし、社会保険の支払基準日が「月末日」になっているため、31日の任用が切られている（上のBの場合）3月だけは「無職」となり、国民年金と国民健康保険への切り替えが必要となります。この切り替えの事務手続きは、本人

が直接窓口で行う必要があるため、時間休をとるなどして処理しなければなりません。

健康保険の掛け金徴収については、各市町が行うために徴収忘れはほとんど生じませんが、年金は「国民年金法」によって「自主届出」を原則としているため、納入忘れがあった場合に年金納入期間に空白が生じ、将来の受取額が減額されるという不安も生まれます。

県当局は30日間もの雇用契約を臨時教職員と交わしておきながら「一日の空白」を意図的に作りだして、掛け金納入を逃れていることは違法性が高い！雇用主として道義的責任を放棄している！

高教組に対する三宮年金事務所の回答

臨時教職員の「空白の一日」があっても実態は雇用が継続している！

判断は厚生労働省がしており、年金機構としての独自の判断はできない。

近畿管内年金事務所で確認した回答である。

回答文章

「...一日だけの雇用契約が空いたとしても、引き続き被保険者としてすることが妥当であろうから、実態等を確認したうえで判断されたい。」

どうすればいいのでしょうか？

年金事務所から事業所（県当局）を指導することはできるのか？

年金事務所から県当局に「指導」することはない。
県当局から依頼してくることもない。

調査指導の方法は？

- (1) 臨時教職員個人が、地域の年金事務所へ行って「確認請求」をすることができる
この場合、個人の名前が出ることになる
- (2) 労働組合から「情報提供」をしていただく「総合調査」に入ることができる
大阪の地方厚生局へ請求する

高教組は臨時教職員の「空白の一日」問題に取り組みます

まず高教組と兵庫教組が、「総合調査」を依頼します。
三宮年金事務所が、調査にはいります。この動きに対して
県教委も黙ってはいられないでしょう。

そもそも地公法22条は、臨時的職員の継続的任用を禁止していることをその趣旨としています。臨時職員を年度を超えて継続的に任用する場合は、3年間を最長と定め、任期が終了した時点で正規採用に切り替える地公法17条で充当することが適当です。「空白の一日」をなくし、臨時教職員の不利益を解消し、生活と権利を守る取組をすすめています。

高教組は、すべての教職員のみなさんが安心して働ける職場づくりをめざします。